

## 砥部町空き家バンク制度要綱

砥部町告示第 158 号  
平成 29 年 10 月 19 日

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るために実施する砥部町空き家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない、又は居住しなくなる予定の砥部町内にある住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (3) 利用希望者 砥部町への定住を目的に、空き家の購入又は賃貸を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売買又は賃貸を希望する所有者及び利用希望者からの申し込みにより空き家に関する情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家バンクによらない空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家物件の登録)

第 4 条 空き家バンクへの物件の登録を希望する所有者は、空き家バンク物件登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請があった場合で、その内容等の確認及び必要に応じて行う実地調査等により適当であると認めたときは、空き家バンク物件登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク物件登録通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知する。
- 4 町長は、第 2 項の規定により空き家バンクに登録していない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該空き家の所有者に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

### (登録内容の変更)

第 5 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク物件登録変更申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請により空き家バンクに登録されている物件の登録内容の変更を決定したときは、空き家バンク物件登録変更通知書（様式第 4 号）により物件登録者に通知する。

### (登録の抹消)

第 6 条 町長は、空き家バンクに登録した空き家の所有者に異動があったとき又は所有者から空き家バンク物件登録抹消申請書（様式第 5 号）の提出があったときは、当該空き家バンクの登録を

抹消するとともに、空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第 6 号）により当該物件登録者に通知する。

（空き家物件利用の登録）

第 7 条 空き家バンクへの利用の登録（以下「空き家バンク物件利用登録」という。）を希望する者は、空き家バンク物件利用登録申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容等を確認し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク利用登録台帳に登録するものとする。

- （1） 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- （2） 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活しようとする者
- （3） その他町長が適当と認める者

3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク物件利用登録通知書（様式第 8 号）により当該申請者に通知する。

（空き家物件利用登録の変更）

第 8 条 前条第 3 項の規定により登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク物件利用登録変更申請書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請により登録内容の変更を決定したときは、空き家バンク物件利用登録変更通知書（様式第 10 号）により利用登録者に通知する。

（空き家物件利用登録の抹消）

第 9 条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク物件利用登録を抹消するとともに、空き家バンク物件利用登録抹消通知書（様式第 11 号）により当該利用登録者に通知する。

- （1） 空き家バンク物件利用登録抹消申請書（様式第 12 号）が提出されたとき。
- （2） 利用登録者が第 7 条第 2 項各号に該当しないこととなったとき。
- （3） 空き家の情報及び空き家を利用することが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （4） 登録内容に虚偽があったとき。
- （5） その他町長が適当でないと認めたとき。

（情報の公開等）

第 10 条 町長は、空き家バンクに登録した空き家情報の一部を公開するとともに、物件登録者及び利用登録者に対し、必要に応じて有益な情報を提供するものとする。

2 前項の規定により空き家バンクで公開する情報の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 空き家の状況
- （2） 生活設備の状況
- （3） 空き家の土地の状況
- （4） 賃貸借又は売買の別
- （5） 希望賃借料又は希望売却価格
- （6） 無償譲渡の可否
- （7） その他町長が適当と認めた情報  
（物件登録者及び利用登録者の交渉等）

第 11 条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約（以下「交渉等」という。）について、直接これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 12 条 空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについては、砥部町個人情報保護条例（平成 17 年砥部町条例第 165 号）の定めるところによる。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。